

金属アーク溶接等作業について、健康障害防止措置が必要になります

令和3年4月1日より施行される改正特定化学物質障害予防規則において、金属アーク溶接等作業で生じる溶接ヒュームが新たに特定化学物質に加わり、特定化学物質として健康障害防止措置を講じることが必要になります。この点検票は、金属アーク溶接等作業を行う事業者の方向けに、新たに実施が必要となる主な事項をまとめたものです。

それぞれの事項についての具体的な実施方法については、厚生労働省作成のパンフレット「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」（屋内用、屋外用）をご参照ください。



屋内用パンフレット



屋外用パンフレット

金属アーク溶接等作業 実施事項点検票

チェック項目	適用条文	実施の有無
1. 全ての金属アーク溶接等作業について（共通事項）		
令和3年4月1日から		
雇入時や作業変更時に、以下の事項について 安全衛生教育 を行っていますか。 原材料等の有害性について 安全装置や保護具の取扱方法について その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項	安衛則 第35条	有 ・ 無
溶接ヒュームに汚染されたウエス、紙くず等は、ふた付きの 不浸透性容器 に納めていますか。	特化則 第12条の2	有 ・ 無
作業場所の床を 不浸透性 のものにしていますか。	特化則 第21条	有 ・ 無
関係者以外の 立入禁止 と、その旨の 表示 を行っていますか。	特化則 第24条	有 ・ 無
溶接ヒュームの運搬、貯蔵する時には、 堅固な容器等 を使用していますか。また、貯蔵場所を定め、関係者以外を 立入禁止 にしていますか。	特化則 第25条	有 ・ 無
常時金属アーク溶接等作業に従事する労働者がいる場合、作業場所以外に 休憩室 を設けていますか。	特化則 第37条	有 ・ 無
労働者の身体や衣服を 洗浄 するための 設備 を設けていますか。	特化則 第38条	有 ・ 無
国家検定品の 呼吸用保護具（防じんマスク） を使用していますか。	特化則 第38条の21	有 ・ 無
作業場内での 喫煙・飲食の禁止 と、その旨の 表示 を行っていますか。	特化則 第38条の2	有 ・ 無
屋内で作業を行う場合、 全体換気装置 の 設置 またはこれと同等以上の措置を講じていますか。 「同等以上の措置」の例としては、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が挙げられます。	特化則 第38条の21	有 ・ 無
常時金属アーク溶接等作業に従事する労働者に対して、6か月以内ごとに1回、 特殊健康診断 を行っていますか。	特化則 第39条	有 ・ 無
令和4年4月1日から		
「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから 特定化学物質作業主任者 を選任し、法定の職務を行わせていますか。	特化則 第27条	有 ・ 無
2. 屋内で継続的に行う金属アーク溶接等作業について		
令和4年3月31日までに		
労働者の身体に装着する 試料採取機器 を用いる方法により、溶接ヒュームの 個人ばく露測定 を行っていますか。	特化則 第38条の21	有 ・ 無
令和4年4月1日から		
個人ばく露測定 の結果に応じ、 換気装置の風量の増加等 による作業環境の改善を行っていますか。 次のいずれかに該当する場合を除きます。 ・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして0.05mg/m ³ を下回る場合 ・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合	特化則 第38条の21	有 ・ 無
風量の増加等による作業環境の改善を行った後に その効果を確認するため、 再度、個人ばく露測定 により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定していますか。	特化則 第38条の21	有 ・ 無
個人ばく露測定の結果から計算した 要求防護係数を満たす呼吸用保護具 を使用していますか。	特化則 第38条の21	有 ・ 無
面体のある呼吸用保護具（使い捨て以外の防じんマスク）を使用している場合、1年以内ごとに1回、 呼吸用保護具が適正に装着されているかの確認（フィットテスト） を行っていますか。 フィットテストの結果が「不可」となった場合には、呼吸用保護具の着用方法を見直し、改めてフィットテストを行ってください。 呼吸用保護具の劣化等のためにフィットテストの結果が「不可」となっている場合には、他の適切な呼吸用保護具に変更してください。	特化則 第38条の21	有 ・ 無
個人ばく露測定 を行った場合には、以下の事項について 記録を作成 していますか。 測定日時 測定方法 測定箇所 測定条件 測定結果 測定を実施した者の氏名 測定結果に応じて実施した改善措置の概要 測定結果に応じて使用した呼吸用保護具の概要 作成した記録は、測定時点のものと同等の金属アーク溶接作業を行わなくなった日から3年間を経過するまでの間、保存してください。	特化則 第38条の21	有 ・ 無